

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方に対する 市税における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、ご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 上記のほか、市税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、ご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

※ eLTAX からも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/special/sonota-shinsei/>)をご覧ください。

【お問い合わせ先】 午前8時30分から午後5時15分(平日)
富山市財務部納税課(電話 076-443-2030・2205・2029)